

市第75号議案

道路附属物自動車駐車場の指定管理者の指定

次のように道路附属物自動車駐車場の指定管理者を指定する。

令和6年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市ポートサイド地下駐車場、横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場、横浜市日本大通り地下駐車場、横浜市馬車道地下駐車場、横浜市福富町西公園地下駐車場及び横浜市山下町地下駐車場	東京都品川区西五反田2丁目20番4号	タイムズ24株式会社共同事業体 代表者 タイムズ24株式会社 代表取締役社長 西川 光一	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市ポートサイド地下駐車場等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

タイムズ 2 4 株式会社 共同事業体の構成員

- 1 東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号

タイムズ 2 4 株式会社

代表取締役社長 西 川 光 一

- 2 東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号

タイムズサービス株式会社

代表取締役社長 金 子 新 吾

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）